令和６年度

荒川区立赤土小学校

「学校いじめ防止基本方針」

荒川区立赤土小学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年４月１日

**1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針**

1. **基本理念**

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な負の影響を与える。のみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。そこで、本校では、すべての児童がいじめを行わないこと、及び他の児童に対して行われるいじめを未然に防止することに努める。さらに起きてしまった場合は、早期発見、早期解決に尽力する。また、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための手立てを行う。

**（２） いじめの定義**

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と

一定の人的関係のある他の児童から心理的、物理的(インターネットを通じて行われ

るものを含む)な影響を受けたことにより心身の苦痛を感じているものとする

～具体的ないじめの態様～（チェックリストを兼ねる）

□ 理由もなくいじわるなことをされる。
□ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

□ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
□ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

□ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
□ 金品をたかられる。
□ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
□ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

□ SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

□ 給食の配膳時、差別される。

□ 隣の児童と席を微妙に離される。

□ 馬鹿にするようなあだ名を付けられる。（一見分からないようにして付けられる。）

□ 授業に集中できなくなったり元気がなくなったりする。

□ 遅刻や欠席の回数が増える。

□ 何となく教師と話したそうにしている。

□ 急に大人と距離を置くようになる。 等

**（３）学校及び職員の責務**

「いじめ」が行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・他関係者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早

期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処して解決を図り、さらにその再発防止に努めなければならない。

1. いじめが発覚した場合には、単独で解決せず、主任、管理職に報告相談する。また、「生活指導連絡会（生活指導夕会）」で報告するとともに、「赤土小いじめ防止対策委員会」を開く。
2. いじめに限らず、些細なことでも日常的に家庭・関係諸機関と連携を図る。
3. 教職員における取組　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ア）特別の教科道徳を中心として、全教科・領域の中で意識して「心の教育」を進め　　　　　　る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ）「いじめは絶対に許さない」ことを常に児童に伝えていく。　　　　　　　　　　〇「どのような理由があっても、いじめる側が１００％悪い」と認識させる。　　　　〇いじめについて自分はどうか、自分の行動を振り返り、考えさせる。　　　　　　〇規範意識を醸成する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇一人一人のよいところをお互いに認め合えるようにする。　　　　　　　　　　　〇いじめを見たらやめさせる。それができなければ必ず教職員に伝えさせる。　　　　ウ）いじめは起こりやすいものであることを認識し、未然防止、早期発見に努める。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〇授業・休み時間等の日常生活での児童の様子観察　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇日記、家庭訪問、個人面談等による把握と対応　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇教師自ら、あいさつ、一声掛け（名前を呼んで声を掛ける）をすすんで行う。　　　〇目が届きにくいいわゆる「隙間の時間」に気を配る。　　　　　　　　　　　　　　〇分かる授業、楽しい授業の展開に努め、児童一人一人が生き生きと学習生活できるようにし、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。　　　　　　　　　　　　　　　　〇児童が些細と思われることでも、安心して相談できるような人間関係を築く。　　エ）質問紙調査(なかよしアンケート)や個人面談、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。　　　　　　　　　　　オ）学年会を充実させ、いじめに結びつきそうな子ども同士の関係等について小さな事でも話題に出し、情報の共有化を図る。また、毎週の生活指導連絡会では、問題行動のある子だけでなく、気になる子ども達の関係等についても報告する。

ｚ―４１①―

**２　いじめ防止等のための校内体制**

**（１）名称** : 「赤土小いじめ防止対策委員会」の設置

 **（２）構成員**:　学校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学年主任、　　　　　　　　都スクールカウンセラー、区心理相談員 　　　　　　　　　　　　　　　　　【必要に応じて】ＳＳＷ 　特別支援コーディーネーター

**（３）組織の取り組み**

〇いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案をする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇教職員の資質向上のための校内研修計画を企画し、実施する。　　　　　　　　　　　　　　　　〇早期発見に関する取り組み（学期毎のアンケート調査「なかよしアンケート」等）を

行い、いじめの早期解決に役立てると共に結果をまとめて学校全体で共有し、いじめの

ない学校づくりに役立てる。

〇週１回の生活指導連絡会で児童に関する情報共有を行い、いじめ防止に役立てる。

〇生活指導全体会で問題行動を起こしがちな児童や心配な児童について共通理解を図る。

〇いじめが起こった場合は、当該児童に対する対応方法を協議する。（必要に応じて何

 度でも必要なメンバーと協議会を行う。）

　　　　　・いじめの相談があった場合は、事実関係を的確に把握するとともに、まず、いじめを受けた児童の心のケアーを一番に考え、いじめた側も含めた双方の個人情報に配慮し、二次的な問題が起きないようにする。

　　　　　・必要に応じて関係保護者との面談を行い、理解を求め早期解決を図る。

　　　　　・いじめを確認した時点で教育委員会に第一報を報告する。

　　　　　・万一早期解決できなかった場合は、教育委員会や関係諸機関と連携し、一日でも早い解決を目指す。

**３ いじめの早期対応・対処** 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

**（１）被害児童を守り通すとともに、いじめを止めさせ、その再発防止のために、教育配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。**

①「赤土小学校いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有化する。

② 事実確認を行い、関係児童とその保護者及び、学級集団へそれぞれ支援、指導、助言　　　　を適切に行う。

③SNS等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

**（２）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係 機関・専門機関との連携のもとで対応する。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①尾久警察　②青少年相談センター　③子ども家庭支援総合センター等

**(対応経路)**

 **いじめの把握**

  

　**担　任　　 　　 学年及び学年主任　　　　生活指導主幹・管理職**

 **** 　 　 　　**・事実確認・関係児童や周囲からの聞き取り**

**赤土小いじめ防止対策委員会**

**教育委員会報告**



**    **



全教職員による共通理解

**・対応の一本化、情報の共有、具体的な支援、指導の検討、確認、役割分担**

**いじめた児童及び保護者への**

**指導・助言**

**学級・学年指導**

**いじめられた児童及び保護者**

**への支援**

**４ 重大事態への対処**

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。 調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行う。

（１）重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。　　　　　（２）教育委員会を通じて、速やかに区長へ重大事態発生について報告する。 　　　　　　　　（３）当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。 　　　　　　　（４）調査結果を教育委員会に報告し、関係諸機関と再発防止に向けた対応策について協議する。

**５ その他**

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
◇◇① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
◇◇② いじめの再発を防止するための取組に関すること。